

新潟市民病院会計年度任用職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年9月9日

新潟市病院事業管理者 大谷 哲也

新潟市民病院管理規程第12号

新潟市民病院会計年度任用職員就業規程の一部を改正する規程

新潟市民病院会計年度任用職員就業規程（令和2年新潟市民病院管理規程第10号）

の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「一部」を「全部又は一部」に改める。

附 則

この規程は、令和7年10月1日から施行する。